

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年1月1日誕生した志布志市では、まちづくりの総合計画として「志布志市振興計画」を策定して、市民自身の力（自助）、地域の力（共助）、行政の力（公助）による住みよい暮らしやすいまちづくりを進めています。

本市を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進展に加えて、核家族化、個人の価値観の多様化等により、地域での人と人とのつながりが希薄になりつつあり、家庭や地域社会での支え合う力が弱まり、地域社会のあり方が大きく変わってきています。

一方で、支援の必要な世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者の増加や、高齢者等の孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、虐待の増加、消費者被害等さまざまな課題に加え、地域住民の福祉ニーズが多様化し、従来の公的な福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなってきています。

また、災害時の救援や復興に際して、多くのボランティアやNPO法人等による支援が行われており、活動に対する理解や共助の意識の高揚につながっています。本市でも、これからの地域のまちづくりとして、各地域の個人や団体組織及びボランティアやNPO法人等が連携し、地域課題に取り組んでいくことが求められています。

このような背景から「志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域住民や自治会、ボランティア等の住民団体、社会福祉協議会、行政が相互に連携しながら、個々に抱える問題や地域の課題を明らかにし、それに対する方策案や地域ごとの方向性等、本市の地域福祉の推進における基本的な方針を定め、さらなる地域福祉の推進をめざすものです。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

平成12年、それまでの「社会福祉事業法」は改正され、「社会福祉法」となりました。その際、同法の目的を示す条文の中に「地域福祉」という言葉が使用されるようになりました。そして、同法では、関連する条文において「地域福祉」の推進等に関する考え方や施策の進め方等が明記されています。

2 地域福祉の考え方

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

現在の地域社会では、核家族化とそれともなう家族機能の弱体化、近隣住民同士のつきあいの希薄化、加えて厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大等が、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。そのため、これからもさまざまな生活課題や福祉問題が多様化し、また増加していくことが予想されます。

このような生活課題や福祉問題に対して、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人々が互いに支え合い、助け合いながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際に、家族だけではなく、地域に暮らす人々の支え合いや助け合いといった地域の人と人とのつながりの大切さが再認識されたように、日常生活のみならず、災害時においても地域の絆は大きな力になっています。

地域の人々のつながりを深めていくことは、地域福祉の充実を図っていくうえで大変重要なことです。

社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正される中で、地域住民及び社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティア等）が、公的機関や社会福祉法人等とともに連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手とならなければならないことが明記されました。

■「自助」「共助」「公助」の役割

これからの地域社会では、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、さまざまな立場の人々が協力しながら、地域福祉を進めていくことが求められています。

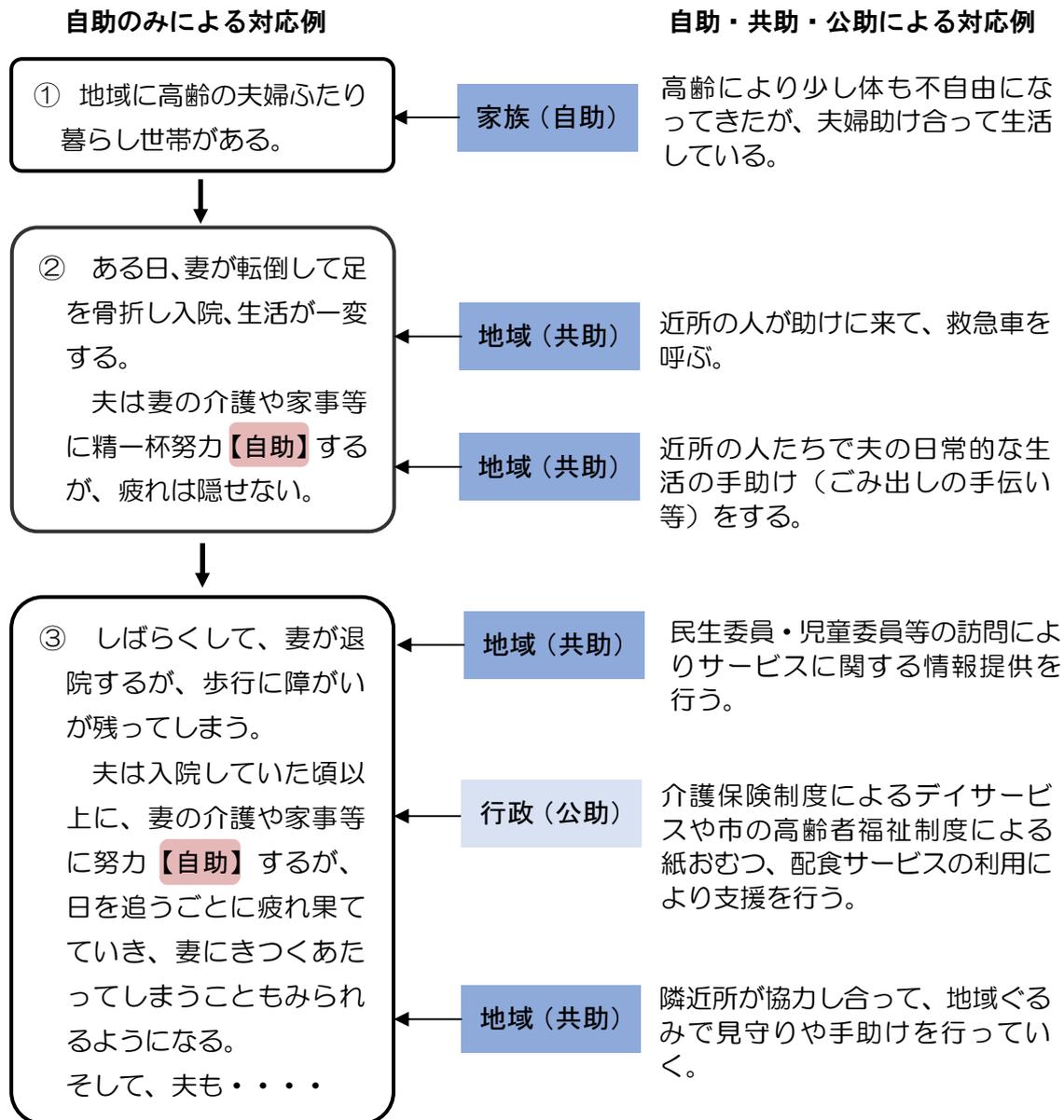
人々が生活を営んでいる場所としての地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって安心して住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、市民が行政との協働・役割分担のもとで、「地域の支え合い・助け合いによる福祉（共助）」の重要度がますます高まっています。

＜地域福祉の向上に向けた3つの助け＞

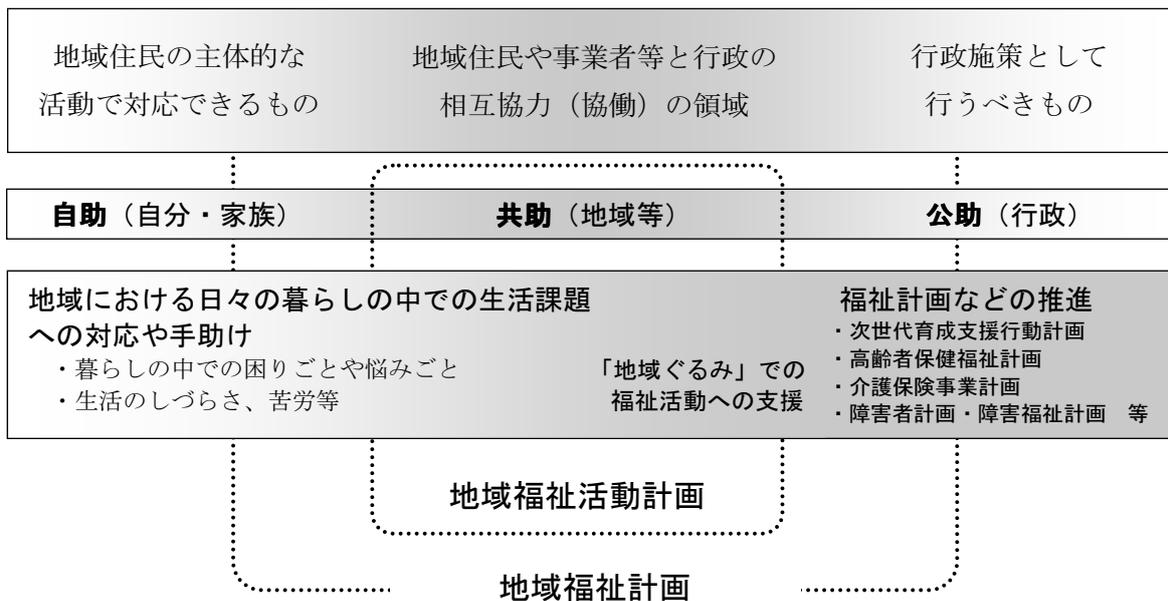
<p>じじよ 自助</p>	<p>個人や家族による支え合い・助け合い (自分でできることは自分です)</p>
<p>きょうじよ 共助</p>	<p>地域社会における相互扶助（互助） (隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う) 地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人等による支え (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で助け合い、支え合う)</p>
<p>こうじよ 公助</p>	<p>公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供 (行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)</p>



<暮らしのニーズ（日常的な生活課題）への「自助・共助・公助」対応イメージ>

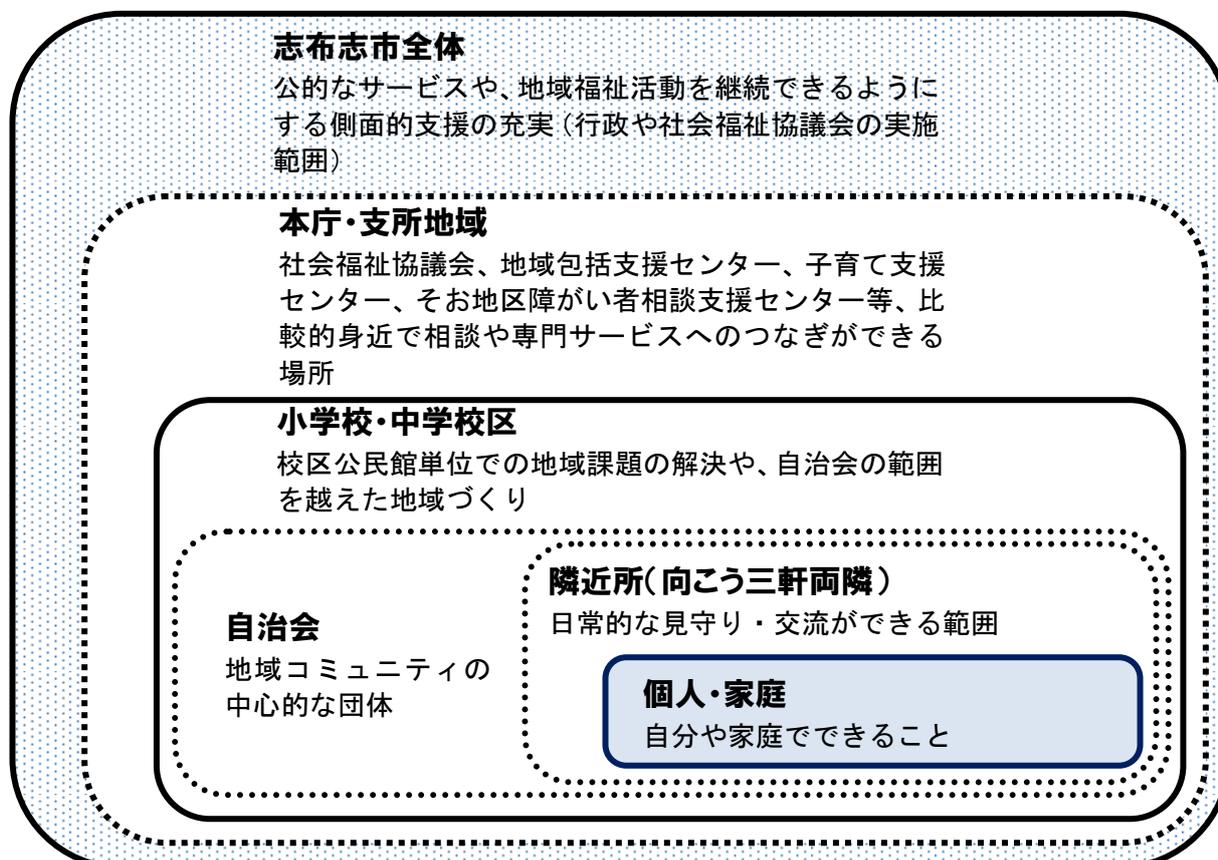


＜地域福祉計画・地域福祉活動計画が対象とする範囲＞



■地域福祉推進圏域の考え方

本市の地域福祉の推進において、効果的な取り組みにより、最大限の効果を発揮できるよう、隣近所の最も小さい範囲から市内全域まで、重層的に取り組む必要があります。多様化する地域課題に対し、適切な範囲において施策を展開しながら、市民、関係機関・団体、行政、社会福祉協議会等がネットワークをつくり、相互に協力し合い、積極的に活動していく仕組みを推進していきます。



3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村において、住民等の参画による地域福祉計画策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されました。

(2) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、市の上位計画である第1次志布志市振興計画後期計画の将来像「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を実現するための保健・福祉・医療分野計画として策定するものです。

また、第3期志布志市障害者計画及び障害福祉計画、志布志市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険計画、志布志市次世代育成支援対策後期行動計画、志布志市健康増進計画（健康しぶし21）との整合性を図り、福祉施策の推進にあたって地域福祉に関する事項を一体的に定めるものです。

(3) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

社会福祉法（抜粋）

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉協議会は、社会福祉法で「地域福祉の推進」における中心的役割をもつ組織として位置づけられています。

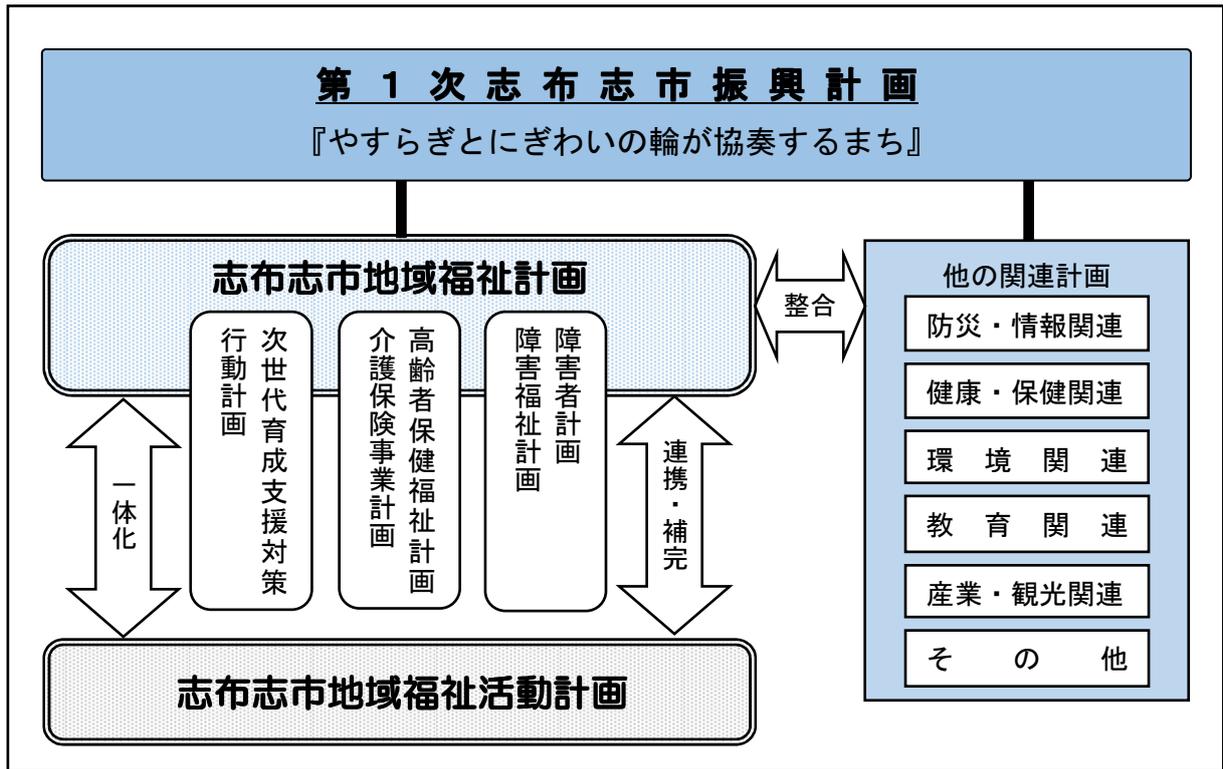
（4）地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携

「志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、第1次志布志市振興計画を上位計画とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画及び他の関連計画との整合性、連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民をはじめとして、自治会やボランティア団体、NPO法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体等、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となり、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

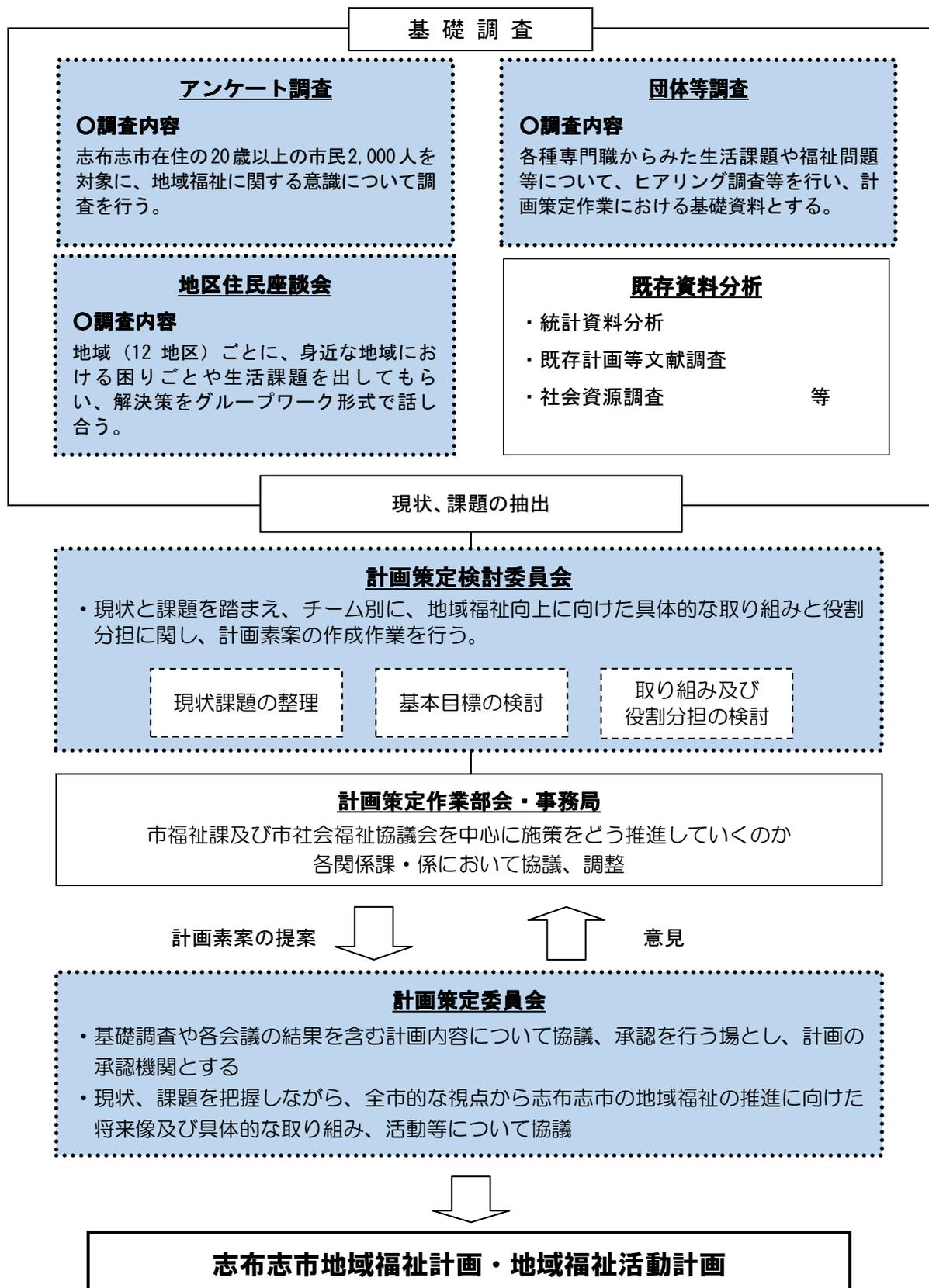
また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

■計画の期間（本計画と関連性のある各計画の期間）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		第1次志布志市振興計画後期基本計画							
		高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画(5期)							
		障害者計画・障害福祉計画							
		次世代育成支援対策後期行動計画							
		健康増進計画(健康しぶし21)							
				地域福祉計画・地域福祉活動計画					

注: 矢印は、高齢者保健福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、次世代育成支援対策後期行動計画、健康増進計画(健康しぶし21)が、地域福祉計画・地域福祉活動計画と連携・補完する関係を示しています。

5 計画策定の体制



※ は、市民参画による策定プロセス